

果樹・いちごブランド化推進業務委託先募集要項

1 事業の目的

本県が開発した日本なし「あいみずき」（品種名：瑞月）、カンキツ「夕焼け姫」及びいちご「愛きらり」（品種名：愛経4号）のブランド化を図るため、一般消費者を対象にしたイベントや SNS を活用した情報発信等による PR を実施し、需要を喚起する。

2 委託業務の内容

別添『果樹・いちごブランド化推進業務委託仕様書』のとおり。

3 応募資格

応募できる者は、農林水産物を PR するための消費宣伝において、優れた企画力、技術力、ノウハウ等を持っている法人で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 「令和 6・7 年度愛知県入札参加資格者名簿」登録業者で、以下の取扱内容すべてに登録されていること。
 - 業務（大分類）「03. 役務の提供等」
 - 営業種目（中分類）「03. 映画等製作・広告・催事」
 - 取扱内容（小分類）「02. 広告」、「03. 催事」、「04. デザイン」
- (3) 事業を円滑に推進するため、県内に事務所を持つ者であること。
- (4) プロポーザルの開始の日から契約の日までの間に県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 代表者が破産者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (8) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に掲げる排除措置の対象となる団体ではないこと。

4 募集期間

令和 7 年 5 月 2 日（金）から令和 7 年 5 月 19 日（月） 午後 5 時まで

5 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託金額限度額
1,547,999 円以内（消費税及び地方消費税込み）
- (3) 契約保証金
愛知県財務規則第 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。
ただし、愛知県財務規則第 129 条の 3 各号のいずれかに該当する場合は契約保証

金を免除する。

(4) 契約期間

契約締結日（令和7年6月上旬予定）から令和8年3月13日（金）までとする。

(5) 委託費の支払条件

精算払いとする。

(6) その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

6 応募方法等

(1) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（別添様式）両面印刷可

(イ) 応募者の概要がわかる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）

(ウ) 見積書

※「愛知県知事」あてとしたもの

(エ) 定款、寄付行為、規約等

(オ) 直近3か年の決算報告書

法人設立直後で決算を迎えていない場合、企画提案書（別紙様式）の5
その他に「法人設立直後で決算未到来」と記入すること。

(カ) 国税及び地方税について滞納がないことの証明書

(キ) 諸規定（経費の積算基礎となるもの）

(ク) 過去に実施した類似業務の成果書

(ケ) 社会的価値の実現に資する取組の申告書

「社会的価値の実現に資する取組に関する申告書」（別紙1）に記載されている取組について、該当する取組がある場合、必要書類及び添付書類を企画提案書に添えて提出すること。

※紛失等により登録証等を所持していない場合は、登録等の事実について書面（再発行された登録証等又は証明書など）により確認するものとする。

（別紙2「登録証明書」）参照）

イ 提出部数

(ア) から (ウ) については10部（正：1部、写し：9部）

(エ) から (ケ) については各1部

ウ 提出期限

令和7年5月19日（月） 午後5時（必着）

※募集期間の受付時間は、土日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。この期限までに全ての必要書類の提出がないものは、受付することができない。

エ 提出方法

郵送もしくは持参

オ 企画提案書作成上の注意事項

- (ア) 用紙サイズはA4縦（横書きとし、ページ番号付き）とする。
- (イ) A3判の用紙をA4サイズに折りたたんで使用することは可とする。
- (ウ) 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- (エ) 提出期限終了後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない。

(2) 応募に関する問い合わせ先及び提出先

〒460－8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県農業水産局農政部 園芸農産課 野菜・果樹グループ

担 当 山本、宇佐見、早川

電 話 052－954－6418（ダイヤルイン）

メールアドレス engei@pref.aichi.lg.jp

(3) その他

ア 電話での質問には応じない。質問は、メールかファックス、来課のみとする。
ただし、質問の受付は5月16日（金）の正午までとする。

イ 企画提案書の提出は、1事業者1案とする。

ウ 応募資格を有さない者の提出資料、又は不備のある提出資料は受理しない。

エ 資料の提出費用は、応募者の負担とする。また、提出資料は返却しない。

オ 提出資料に係る個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。

カ 採用された企画提案書の著作権は県に帰属するものとする。

キ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上、決定する。

ク 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- (ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (エ) 募集要項に違反すると認められる場合

7 選定者数

1者

8 提案の審査・委託先の選定等

(1) 審査方法等

提出された企画提案書について、県が形式審査を行った後、別に設置する審査委員会において以下のとおり、プレゼンテーション審査を行う。

プレゼンテーション審査の日程及び会場の詳細については、応募があった事業者別に別途通知する。

ア 日程（予定）

令和7年5月26日（月） 午後2時から

※企画提案者は、自己のプレゼンテーション時間のみ入室。

集合場所やプレゼンテーション時間については、追ってメール等で連絡する。

イ 会場（予定）

愛知県庁 西庁舎5階 愛知海区漁業調整委員会委員室

※集合場所は、愛知県庁 西庁舎5階 農業水産局農政部園芸農産課

ウ 方法

提出された企画提案書のみを使用して、1者あたり10分間程度のプレゼンテーション及び質疑応答を行う。パソコン及びプロジェクター等の使用は不可とする。

審査は、非公開で行い、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。また、異議申し立ても一切認めない。

(2) 審査基準

審査委員会においては、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

<事業評価項目>

ア 業務実施体制について

イ 類似業務の実績について

ウ 企画提案内容について

企画提案内容の独創性や適切性等

エ 委託業務経費について

経費項目や金額の妥当性

<社会的取組項目>

オ 社会的価値の実現に資する取組について

(3) 選定

審査委員会の審査結果を踏まえて、県が委託先を選定する。

(4) 通知

選定結果については、すべての応募者に対してメール等で通知する。

(5) 契約

選定した委託先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

9 スケジュール（予定）

令和7年5月2日（金）	委託先募集開始
5月19日（月）	企画提案書の提出期限
5月26日（月）	審査委員会による審査、委託先の決定
6月上旬	審査結果の通知、契約締結予定
契約締結～	事業の実施
令和8年3月	業務完了届の提出
3月	完了検査、請求書の提出
3月	委託費の支払い

10 その他

業務委託の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、随時、県と連絡調整を行うこと。

本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できます。電子契約の詳細については、愛知県 HP に掲載されている「電子契約マニュアル」を参照してください。